

六

イ
イ
發

入 価 行 争 非 者 特 国 札 非
 札 格 行 入 価 ・ 別 債 發 競
 發 競 札 格 第 參 市 行 争
 行 争 額 發 競 I 加 場 入

百に規万で利第別二つ定う額
 八つ定円七付一會十いにち面
 十いに、千国項計四て基、金
 九て基同七債のに億はづ財額
 億はづ法十に規関六、き政で
 四、き第五つ定す千額發法二
 千額發六億いにる三面行第兆
 六面行十八て基法百金し四千
 百金し二千はづ律六額た条六
 六額た条九、き第十で利第百
 十で利第百額發四万五付一九
 五八付一七面行十円千国項十
 万千国項十金し七、九債の億
 円六債の五額た条特百に規円

五

ハ ロ イ
方 募

入 価 法 入
 札 格 決
 發 競 定
 行 争 の

込 募 各 割 各 当 も 各
 み 限 国 り 申 て の 申
 の 度 債 当 込 る か 込
 応 額 市 て み 。 ら み
 募 の 場 る の そ の
 額 範 特 。 応 の う
 を 囲 別 募 応 ち
 割 内 参 額 募 応
 り に 加 を 額 募
 当 お 者 案 を 価
 て い ご 分 順 格
 る て と に 次 の
 ° 各 の よ 割 高
 申 応 り り い

非 下 額 市 札 格
 価 一 を 場 で 競
 格 国 定 特 あ 争
 競 債 め 別 つ 入
 争 市 る 参 て 札
 入 場 も 加 、 と
 札 特 の 者 財 同
 發 別 に ご 務 時
 行 参 よ と 大 に
 一 加 る に 臣 行
 と 者 發 応 が わ
 い・行 募 各 れ
 う 第 へ 限 国 る
 ° I 以 度 債 入

十 口 イ 一	十 九 八 發	八 口 イ 振 額 最	七 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 込 行 争 非 者 特 国 札 非	八 口 イ 払	八 口
札 非 入 価 発	替 低 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価	込 行 争 非 者 特 国	札 非		
發 競 札 格 行 行	額 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格	入 価 ・ 別 債			發 競
行 争 發 競 価	面 札 格 第 參 市 行 争 發 競 金	札 格 第 參 市	行 争		
及 入 行 争 格 日	位 金 發 競 I 加 場	入 行 争 額	發 競 I 加 場	入	
七 額 二 額	平 す 額 の 振 五	二 二 一 十 二	で た 条 特	で た 条 特	
錢 面 錢 面	成 る の 記 替 万	万 千 億 三 兆	二 利 第 別	一 利 第 別	
金 以 金	二 。 整 載 法 円	円 三 百 万 千	千 付 一 会 億 付 一 会		
額 上 額	十 数 又 の	百 二 圓 九	三 国 項 計 圓 国 項 計		
百 の 百 八	倍 は 規	三 十 百	百 債 の に 債 の に		
円 そ 円 年	の 記 定	十 七 六	六 に 規 關 に 規 關		
に れ に 十	金 錄 に	五 万 十	億 つ 定 す つ 定 す		
つ ぞ つ 一	額 は よ	億 圓 五	円 い に る い に る		
き れ き 月	に る	二 億	て 基 法 て 基 法		
百 の 百 十	よ 最 振	千 九	、 づ 律 、 づ 律		
一 応 一 七	る 低 替	八 千	額 き 第 額 き 第		
円 募 円 日	も 額 口	百 五	面 發 四 面 發 四		
二 価 二	の 面 座	六 百	金 行 十 金 行 十		
十 格 十	と 金 簿	十 二	額 し 七 額 し 七		

十 十 十
九 八 七 六

十五

十四

十一
二

者	入	払	元	償	償	後	第
札	場	利	還	還	の	二	
參	所	金	金	期	利	期	
加		支	額	限	子	以	

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する利子を支払う。前項の規定によ
り、日本銀行は、平成十三年九月二十日につき二百円の額面金
額を支払う。

平成二十九年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出しあたる額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下規定する期日にについて同じ。）。

年〇一パントセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に加え、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定期日に払い込むものとす。
る。○
額面金額の総額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{58}{365}$

二十
払
込
期
日

平
成
二
十
八
年
十一
月
十七
日